

令和8年度第1回空家等対策協議会 議事録

1 開催日時 令和8年7月27日（月）午後2時00分～午後3時45分

2 開催場所 浦安市文化会館 3階中会議室

3 出席者

（委員）小杉会長、金指委員、中易委員、春本委員、菊間委員、須賀委員

（事務局）都市政策部参事、都市政策部次長、住宅課長、住宅課住宅政策係長、
住宅課住宅政策係2名

4 傍聴者 無

5 議題

（1）管理不全空家等及び特定空家等の判定基準表について

（2）浦安市管理不全空家等及び特定空家等認定基準(素案)について

6 議事の概要

（1）管理不全空家等及び特定空家等の判定基準表について

令和7年度第3回空家等対策協議会でいただいた意見を踏まえ、修正した判定基準表の変更点について事務局より説明を行った。

（2）浦安市管理不全空家等及び特定空家等認定基準(素案)について

管理不全空家等及び特定空家等の判定をする際の基本的な考え方や認定の流れについて、事務局より説明を行った。

（3）その他

策定に向けた今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。

7 会議経過（主な質疑・意見）

（1）管理不全空家等及び特定空家等の判定基準表について

- ・評価基準1「ウ：景観の不調和性」について、著しい色褪せのみで悪影響の大きが付き、保安上の危険性と比較するとレベルに大きな違いが生じている。色褪せについては解釈の幅があることから、破損又は汚損に留めても良いのではないかと。
- ・評価基準2については、周辺に影響があるか否かということなので、「通行のある道路、私道」と「隣地への影響」をまとめた方が良いのではないかと。

（2）管理不全空家等及び特定空家等認定基準(素案)について

- ・評価基準2の周辺状況等について、通行人の有無はなくても良いように思える。本来道路であれば人が通る前提であり、通行人がいなければ判断が変わってしまうのはどうなのか。
- ・別添1「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置フロー図」の「財産管理制度等の活用」の検討は略式代執行に至る手続きとは言えないため、記載方法を再考した方が良い。
- ・評価基準1の悪影響範囲係数について、悪影響が確認できない場合は係数1としているが、影響がない場合なのか、影響の有無が確認できないのか曖昧なため、明確に記載するべき。